

デジタル簡易無線の登録申請に関するQ&A

作成：H21.7.2

(社) 全国陸上無線協会

1 登録申請に係るQ&A

Q 1 登録と包括登録は何が異なるのでしょうか？

A: 1台のみの開設の場合は登録申請となり、2台以上の開設の場合は包括登録申請となります。また、包括登録申請の場合は、登録状交付後であって運用開始後15日以内に「包括登録申請に係る無線局の開設届出」の提出が必要となります。

Q 2 移動範囲の記載は、都道府県単位に限定されているのですか？

A: 簡易無線局については、「全国の陸上」、「〇〇総合通信局管内の陸上」、「全国の陸上及びその上空」とすることも可能です。
但し、「その上空」については、周波数が 351.16875MHz～351.19375MHzまでの 6.25KHz間隔 5波 1Wの場合に限定されています。

Q 3 周波数及び空中線電力の記載は、陸上に限定されている周波数とその上空も可能な周波数を同時に登録申請することはできますか？

A: 移動範囲が、陸上に限定されている周波数(351.2MHzから 351.38125MHz間での 6.25KHz間隔の 30 波)と「その上空」とすることができる周波数(351.16875MHz～351.19375MHzまでの 6.25KHz間隔 5波 1W)の両方同時に登録を受けたい場合は、「351.2MHzから 351.38125MHz間での 6.25KHz間隔の 30 波は陸上でのみ運用する」旨を申請書に記載することにより可能です。(H21.7.2 修正)

Q 4 個人が登録（個別）を受けることは可能でしょうか？

A: 可能です。

Q 5 その場合、目的の記載は如何なものでしょうか？

A: (例)〇〇用に使用するため、簡易無線局の登録を受けたい。が良いと思います。

Q 6 通信の相手方については、他の登録を受けた局を相手としてもよろしいでしょうか？

A: 登録局は通信の相手先を、登録の条件項目とはされていません。よって、可能です。

Q 7 包括登録申請を行ってから、無線局登録状を受け取るまでの期間はどの程度ですか？

A: 総合通信局は、15 日以内に登録することになっていますので、陸無協が、登録状を受領後、会員等へ発送する期間をプラスすると3週間程度になるものと思います。

Q 8 包括登録申請と開設届を同時に提出することは可能でしょうか？

A: 開設届には登録番号と登録年月日の記載が必要ですので、登録状交付後でなければ記載することはできません。よって同時提出はできません。

《参考》

包括登録申請と開設届を同時に提出可能とする方法として、(社)全国陸上無線協会では開設届けを登録状が到着するまで協会に預っておき、その後、登録された時に、登録の番号と開設年月日を協会に記入、提出する会員サービスを実施しております。

2 包括登録に係る無線局開設届出書に係る Q & A

Q 1 包括登録に係る無線局の開設届出を、登録人に代わって提出する場合、委任状は必要でしょうか？

A: 登録人に代わって提出する場合は、登録人からの委任状が必要です。

Q 2 開設届出は、開設後 15 日以内に提出する事となっていますが、遅れた場合はどうなりますでしょうか？

A: 運用者が、(登録、開設届出 前使用)の法令違反となります。

Q 3 登録を受けた後、状況変化があり 1 年程度開設無線局届が提出できない場合はどのようなになるのでしょうか？

A: 特に規定はありません。不要となった場合でも提出不要です。(有効期限を過ぎると自動的に登録が失効します。)

Q 4 開設届の提出は、運用開始の都度、提出しなければいけませんか？

A: 都度 15 日以内に提出

Q 5 無線設備の常置場所は、都道府県コードまでの記載で宜しいでしょうか？

A: 住所と都道府県コードを記載する。

Q 6 開設届の提出先は、常置場所の所管の総合通信局ですか。

A: 開設届の提出先は、常置場所を所管する総合通信局長あてとなります。

Q 7 開設届を提出した無線設備を破損等により廃棄、変更する場合の手続は如何するのでしょうか？

A: 包括登録の場合でセット交換の場合は、「包括登録に係る無線局開設変更届」を提出する。廃局する場合は、廃止届を提出する。

: 登録（個別）の場合は、変更制とはなりません。登録（個別）の廃止と新規の登録申請となります。

3 無線局の運用の特例に係る届出書（レンタル届出）に係るQ&A

Q 1 レンタル目的で包括登録を行った場合は、レンタルをする都度、届出書を提出する事になるのですか？

A:

- ・「包括登録に係る無線局の開設届出」を提出した無線設備でなければ、レンタルすることはできません。
- ・無線局の運用の特例に係る届出書（レンタル届出）の提出は、レンタル契約締結後、遅滞なく届け出てください。ただし、スキーシーズン等による継続的かつ大量のレンタル業務を行う場合については、概ね3ヶ月以内に取りまとめて届け出ることが可能です。
- ・貸し出し後に期間が短縮になった場合は、当該登録局を再度レンタルし届出を行う際、前回のレンタル契約期間が短縮された旨を備考欄に記載してください。
- ・貸し出し後に延長になった場合は、新たなレンタル届出を提出してください。

Q 2 無線局の運用の特例に係る届出書（レンタル届出）の宛先は、どこの総合通信局長宛になるのですかでも？

A: 常置場所を所管する総合通信局長宛となります。

Q 3 貸出相手先の記載は、現場責任者でよいのですか？

A: 貸出相手先の記載は、法人の本店の住所、代表者の役職氏名です。現場責任者は、貸出相手先の「連絡先等」に記載してください。

Q 4 レンタルした場合、遅滞無く無線局の運用の特例に係る届出書を提出する必要がありますが、遅滞無くとは何日ぐらいをさすのでしょうか？

A: 何日と特に規定されていませんが、常識の範囲内で次に貸し出すより前と理解してください。

Q 5 レンタルの期間について制限はあるのでしょうか？

A: 、登録の有効期限を越えて貸し出すことはできません。

（再登録の手続き中の者の有効期限は、再登録された後の有効期限と見なされ

ます。)

Q 6 特例に係る届出書を、まとめて提出しては駄目ですか？

A: 複数の無線機を複数のレンタル先へ貸し出した場合は(重複貸し出しとなっていない場合は)一覧表で作成も可能です。

Q 7 別表第9号(第31条の2関係)において、レンタル先が多岐にわたる場合は、一覧表で作成しても良いのでしょうか？

A: 1台の無線機を複数先貸し出しとして、まとめて提出することはできませんので注意してください。

ただし、スキーシーズン等による継続的かつ大量のレンタル業務を行う場合については、概ね3ヶ月以内に取りまとめて届け出ることが可能です。

Q 8 レンタルする場合において、運用人の欠格事由の確認方法については、口頭で確認しただけで良いのでしょうか？

A: 申請人の申告です。

代理人申請の場合には、代理人がどのような方法で確認したのかを記録しておくが良いでしょう。

Q 9 レンタル期間中に、無線設備が破損し発生しセット交換した場合は、手続が必要ですか？

A: レンタルの届出をしている製造番号が変更になるので、「無線局の運用の特例に係る変更届出」によって製造番号の変更を届出が必要です。

また、その場合には、事前に次の手続きがなされている必要があります。

: セット交換した新しい無線設備の開設届。

: 破損したセットを廃棄し、新しい無線設備と変更した場合は、「包括登録に係る無線局開設変更届」。

4 電波利用料について

Q 1 電波利用料の前納は可能でしょうか？

A: 開設届が提出された局数に対して計算されますので、不可です。

Q 2 電波利用料の流れを教えてください。

A: 初回は、開設届出が提出されてから、開設の月から翌年の登録日の前月までの計算で請求されます。

次年度からは、登録月日に開設されている総局数分の 1 年分の利用料が請求されます。

Q 3 開設無線局届け提出後、開設した無線局数が増加した時はどのようなのでしょうか？

A: 開設届が出され、開設数が増えた場合には、都度、翌年の登録日の前月までの電波利用料が発生、利用料が請求されます。

Q 4 開設無線局届け提出後、1 月で開設した無線局数が減少した時はどのようなのでしょうか？

A: 「包括登録に係る無線局の廃止届」で局数を減少することで、次年度分の利用料は、開設局数に見合った請求となります。

廃局しても、既に支払った利用料は返却されません。

但し、月初め: 1日に開設し、30日に廃止した場合は、利用料はかかりません。

但し、2局あって、2局廃止した場合は、包括登録は無効になります。